

## 特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

- 1 名称は登記事項です。登記できない文字（「」など）や略称・英語名称等を記載する場合は、登記名称とは別に併記する必要があります。
- 2 国や地方公共団体と誤認される名称は適当ではありません。
- 3 他の法令等により使用できない名称（病院や銀行など）がありますので注意してください。
- 4 名称中には必ず「特定非営利活動法人」を使用しなければなりません。「NPO法人」も使用可能です。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号に置く。

- 1 住居表示どおりに正しく記載します。ビル名や施設名・号室等も詳しく記載して下さい。
- 2 「主たる事務所」とは、法人の事業活動の中心である一定の場所で、法人の代表権（少なくともある範囲内の独立の決定権）を有する責任者が所在し、かつその場所で継続的に業務が行われる場所を指します。  
NPO法人の事務所には、定款や事業報告書等の書類の備え置きが義務づけられています。

#### 主たる事務所を最小行政区画（例「沖縄県那覇市に置く」）までを記載した場合

所轄庁から法人へ大切な通知等を送付する場合があります。事務所移転した時は速やかに「所在地変更届出書」を所轄庁（県）に提出する必要があります。（P-152 参照）

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を沖縄県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、……に置く。

この欄における「法」とは、「特定非営利活動促進法」をいう。

<第1章> 法人の名称、事務所所在地は必要的記載事項（法第11条第1項第2号、第4号）

<第1条> 必要的記載事項（法第11条第1項第2号）

<第2条> 必要的記載事項（法第11条第1項第4号）

注 第1項には「主たる事務所」所在地を記載し、第2項にはすべての「従たる事務所」の所在地を記載する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[ ① ] に対して、[ ② ] に関する事業を行い、[ ③ ] に寄与することを目的とする。

- ・どのような人たちを対象として、どのような公益活動を行うのか、設立趣旨書を要約した形で、わかりやすく記載します。
- ・定款第3条から第5条までは密接に関連していますので、記載にあたっては注意してください。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

第3条の目的と、第5条の事業が、法別表に掲げる20分野のいずれかに該当する事が設立認証要件となります。  
法別表の文言どおりに記載してください。

- (1) 環境の保全を図る活動 (例)
- (2) ○○○を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

法人は定款で定めた事業しか行えません。

記載上の注意点としては、

- 1 第3条目的との関連がわかりやすいこと。
- 2 どんな活動かおおよそわかる表現 (具体的内容は事業計画書に記載)
- 3 2～3年以内には、実施可能な事業を記載。(当分実施予定がない事業等は、実際に事業を行う時点で定款変更認証申請により追加して下さい。)
- 4 他法(障害者自立支援法等他)においてその事業が実施可能かどうかは、法律を所管する部局に確認してください。

<第2章>法人の目的、特定非営利活動の種類、事業、その他の事業は必要的記載事項 (法第11条第1項第3号、第11号)

<第3条>必要的記載事項 (法第11条第1項第1号)

注 特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにするため、目的には、①受益対象者の範囲、②主要な事業、③法人の事業活動が社会にもたらす効果 (どのような意味で社会の利益につながるのか) や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

<第4条>必要的記載事項 (法第11条第1項第3号)

注 法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する (複数の項目を選択することも可能)

<第5条>必要的記載事項 (法第11条第1項第3号及び第11号)

注1 第1項…法人が行う具体的な事業内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2 「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 海岸清掃事業 (例)
- ② エコツアーリズムガイド養成事業 (例)
- ③ ネットワーク構築事業 (例)
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

ここでいう「その他目的を達成するための事業」とは、単年度限りや、試験的に実施する事業となります。反復・継続して実施する場合には、別途事業として追加することになります。

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業 (例)
- ② △△△△△事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障ない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 (例)
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体 (例)
- (3) ○○会員

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第22条（総会の権能）または第31条（理事会の権能）と矛盾しないように注意しましょう。

注3 第2項…法第5条第1項  
★特定非営利活動事業とその他の事業の区分についてはp-79-Q7を参照。

<第3章>社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法第11条第1項第5号、法第2条第2項第1号イ）

<第6条>

注1 ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会の議決権を有する者である。

注2 賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して第2号以降に記載する。

<第7条>

注1 社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。社員（正会員）以外の会員については条件を定めることができる。

注2 第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載することもできる（以下、定款第11条まで同じ。）。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して○年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

理事3人以上、監事1人以上を満たしていれば、自由に設定できます。

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上○○人以内
- (2) 監事 1人以上○○人以内

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

- ・理事長・代表理事・常務理事など役職名は自由に設定できますが、その役職が法律上の役員（理事・監事）に該当しているかを規定します。
- ・この条文で規定した役職については、第13条、第14条にも記載します。

<第8条>

注 入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

<第9条>

注 第4号除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く。  
(定款第11条参照)。

<第10条>

注 退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第4章>役員に関する事項は  
必要的記載事項  
(法第11条第1項第6号)

<第12条>法第15条（役員定数は、理事3人以上、監事1人以上）

注1 第1項…「理事」及び「監事」を明確に区分する。

注2 第2項の職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

- ・ 総会の権能及び理事会の権能と矛盾しないよう注意してください。
- ・ 正会員からの選任に限定したい場合は、「正会員の中から」と加えてください。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を

<第13条>

注1 第1項…理事については理事会で選任することも可能。

注2 第3項…法第21条理事+監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは三親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる。(詳細はp-9参照)

注3 第5項…法第19条

<第14条>

注1 第1項…法第16条  
理事長のみが代表権を有することを明確にする場合に第2項記載

注2 第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

注3 第12条で規定した役職についてそれぞれの職務を規定。

注4 第5項…法第18条

注5 監事は代表権を有しない。

<第15条>

妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

この規定は、新たな権限の行使まで認められるものではないので、至急後任者を選任する必要があります。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできません。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。  
2 職員は、理事長が任免する。

注1 第1項…必要的記載事項  
(法第24条第1項)

注2 第2項…定款第13条において役員を総会で定める旨を明記している場合に限り規定することができます。

注3 第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされています。

<第16条>法第22条

<第17条>

注 第1項…理事については理事会で解任することも可能。

<第18条>

注1 第1項…法第2条第2項第1号ロ

注2 総会の権能、理事会の権能と矛盾しないこと。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

<第5章>会議に関する事項は  
必要的記載事項

(法第11条第1項第7号)

<第20条>法第14条の2、第14条の3

<第22条>法第14条の5（定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項）

①定款の変更、②解散、③合併については、総会の権限であり、理事会などに委任することはできません。（法第25条、第31条、第34条）

<第23条>

注1 第1項…法第14条の2

注2 第2項第1号…法第14条の3第1項

注3 第2項第2号…法第14条の3第2項（総社員の5分の1以上を必要とするが、定款をもって変更することは可能）

<第24条>

注 第3項…法第14条の4

・招集方法は、書面又は電磁的方法（電子メールなど）とすることもできますが、全社員に確実に到達する必要があることから、電磁的方法のみとすることはできません。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

あらかじめ通知していない事項についても議決できるようにするためには、「ただし、議事が緊急を要する場合は、出席した正会員の2分の1以上の議決により議題とすることができる」などと加えて規定します。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。  
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を規定することもできます。その場合には、受信者が出力して書面を作成できることが必要です。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27

<第26条>

注 定款変更の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上。…法第25条第2項

<第27条> 法第14条の6

法第14条の6 但し書き

第3項…書面以外に電磁的記録による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる。

<第28条>

注1 第1項…法第14条の7第1項

注2 第2項…法第14条の7第2項

\*電磁的方法とは、

①電子メール本文

②電子メールへの添付や、

ウェブサイトへの書き込み

条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名（又は記名）、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

書面による表決に代えて、電磁的記録による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできます。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

③フロッピーディスクやCD-ROMなどの磁気媒体に記録し、交付するとなります。

注3 第4項…法第14条の8

注1 第3項…法第14条の9  
みなし総会

※ 正会員全員が書面又は電子的記録により、同意の意思表示を示した場合、総会での決議と同様とみなすこと。

みなし総会の場合には、出席者や議長などが存在しないものの、手続きが適正であったことの証として議事録を作成する必要がある。

<第6章>会議に関する事項は必要的記載事項（法第11条第1項第7号）

<第31条>

注 総会の権能と整合性をとる（定款第22条参照）。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表

第3項…「書面又は電磁的方法」と加えることはできますが、電磁的方法だけの通知とすることはできません。

<第35条>

参考 第2項…法第17条

決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名（又は記名）、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

<第7章> 必要的記載事項

(法第11条第1項第8号及び第9号)

<第39条>

注 特定非営利活動に係る事業のみ行う場合は、記載を要しない。

<第41条>

注 「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第42条>

注 法第5条第2項…特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

<第43条>

注 総会の権能又は理事会の権

ない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

能と整合性をとる。

<第46条及び第47条>

注 総会の権能又は理事会の権能と整合性をとる。

<第47条>構成員（役員、会員等）に剰余金を分配することはできません。（法第2条第2項第1号）

<第48条>必要的記載事項  
(法第11条第1項第10号)

<第49条>

注 総会の権能又は理事会の権能と整合性をとる。

<第8章>定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項  
(法第11条第1項第12号及び第13号)

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

定款に特別の定めのない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となります。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の〇分の〇以上の承諾を得なければならない。

定款に特別の定めのない限り、社員総数の4分の3以上となります

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄

<第50条>法第25条第3項

ここに規定された事項に係る定款変更については、所轄庁の認証を受けなければ効力を生じません。総会の議決のみでは効力はありません。

- ①目的
- ②名称
- ③特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所その他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥役員に関する事項（役員の数に係るものを除く）

⑦会議に関する事項

⑧その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

⑩定款の変更に関する事項

<第51条>

注1 法第31条第1項

注2 第2項…法第31条の2

注3 第3項…法第31条第2項

庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、[ ① ] に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の○分の○以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

<第52条>

注1 ①に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない。

注2 帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することとなる。

<第53条>

注 法第34条(定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要。)

## 第9章 公告の方法

### 【平成28年改正点】

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

電子公告による公告をする場合は、前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して公告をする必要があります。

<第9章> 必要的記載事項 (法第11条第1項第14号)

<第54条>

注1 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2 法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要がある(法第28条の2)

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	〇〇県において発行する 〇〇新聞
③電子公告 どちらか1つを選択	・この法人のホームページ ・内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示板(に掲示)

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法として①か②のいずれかを定めることができる(法第28条の2第3項)

注3 定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者

この定款の施行について必要な事項すなわち法人の運営について、この定款に定めのある事項および理事会が総会に付議すると決定した事項を除き、企画、立案者が理事長であることを明らかにしたものです。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

制定時の附則は、法人として成立した後に定款の各条文の規定に従って決定するのではなく、法人として成立時点（設立当初）で決まっていなければならない事項を定めたものです。従って、附則に規定した設立当初の規定は、設立2年目以降も削除または、変更する必要はありません。

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
監事	○	○	○	○

設立当初の役員を定めておかないと、法人設立後に総会を招集する者がいないため、法人活動が事実上できないこととなりますので、附則で定めておく必要があります。役員の名前は住民票通り記載してください。

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

に対して行う公告（法第31条の10第4項）

- ②清算人が清算法人について破産手続き開始の申立を行った旨の公告（法第31条の12第4項）

<附則>

注1 第2項…必要的記載事項（法第11条第2項）  
役員名簿の記載内容と一致させる。

注2 第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月

この規定を置かなければ、設立総会で決定された初年度の事業計画及び予算を設立認証後再度理事会等で決定する必要がありますので、これを避けるために設ける規定です。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個人	団体
(1) 入会金	〇〇〇円	〇〇〇円
(2) 年会費	〇〇〇円	〇〇〇円
賛助会員	個人	団体
(1) 入会金	〇〇〇円	〇〇〇円
(2) 年会費	〇〇〇円	〇〇〇円

この規定を置かなければ、設立総会で決定された入会金および会費を設立認証後再度総会等で決定する必要がありますので、これを避けるために設ける規定です。

後にずらしておくこと、法人運営に支障をきたすおそれが少ない（第15条注2参照）

注3 第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

